



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: <http://www.tjprannarai.co.th> TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 93 (2018年9月20日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol. 93 は、『労働組合の解散命令』についてお送り致します。

労働組合は「1975年労働関係法」の基づき設立時に登記し法人格を有します(労働関係法 87条)。解散となるケースは以下 4 ケースとなります。

【労働組合が解散となるケース(労働関係法 82 条)

- ① 雇用者協会規則で時期が到来したら解散するよう定められている。
- ② 総会で解散を決議。
- ③ 登記官が解散を命令。
- ④ 破産。

今回のケースは、労働組合を設立したが活動の実態がなく、かつ法律に則っていないとのことで「登記官が解散を命令」のケースとなります。

労働組合の解散命令

(中央登記事務局命令 4/2561 号)

中央登記事務局登記官が次の労働組合の状態を調査した結果、X 社労働組合が労働組合として 2010 年 2 月 26 日に登録し、労働組合設立登記証明書を取得した後、以下の事実が判明した。

1. 労働組合設立発起人は労働組合法 93 条に基づき規約及び委員の登録申請を提出していない。
2. 労働福祉保護局は、2018 年 2 月 12 日に労働組合に労働組合活動を継続しているか否かの説明または証拠の提示を要請したが、労働組合は文書を受理したが、いかなる回答もしなかった。

3. 局長が委任した係官は労働組合発起人の A 及び B の両名に対し事実調査を行い両名より『X 社を退職して約 7 年になり、在職中も労働組合の名の下でいずれの活動も行っていなかった』との事実を得た。さらに X 社を調査し労働組合のいずれの活動も行われていない事実を得た。

中央登記事務局登記官は事実事項を 1975 年労働関係法の条項を元に審議し、X 社労働組合が連続する 2 年間活動を行っていないものとみなす。

このため、1975 年労働関係法第 111 条及び第 83 条 3 項の権限の下、中央登記事務局登記官は X 社労働組合の解散を命ずる。ここに、これより効力を有する。

2018 年 6 月 12 日

キティポン・ラオニポン

中央登記事務局登記官（労働福祉保護局副局長代理）

~~~~~

【お断り】

各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

### 講演:タイ起業(失敗談から学ぶこと)

去る 8 月 21 日、チャンカセム・ラチャパット大学で「タイ起業～失敗談から学ぶこと」と題して講演致しました。福井大学から産業調査として大学生、院生が 20 名来タイしチャンカセム大学の学生 50 名とチームを組み調査活動を行いました。その調査にあたり基調講演を依頼され約 2 時間に渡り、起業での失敗談を中心にお話しさせていただきました。



## 【お知らせ】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

労働法勉強会の後期日程のお知らせです。タイ国労働関連法規のセミナーで全3コースの3回目の講義です。

3回の講義により、タイの労働法を体系的に学ぶ事が可能です。またタイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していきます。

1回目：10月4日(木)「就業規則を見直そう～労働法の基礎を学ぶ」

2回目：11月8日(木)「労使間の契約書と労使紛争」

3回目：12月6日(木)「解雇～事例・判例」



本コースにご興味がある方は、下記までお問い合わせ下さい。主催・泰日経済技術振興協会までお問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

## 【発行者】

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

~~~~~

★ご好評頂いている“エッセイ”が、タイ語・日本語の2言語でダウンロードできるようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2018年10月18(木)です

タイで成功するためには必携

新刊



タイ国 ビジネス法規集 (2017年度・最新版) 日本人が知るべき **基礎的な法律** を1冊に**集約**

- 【収録法令】
- 外国人就労管理 緊急勅令
- 会社法
- 公開株式会社法
- 工場法

指差しで日タイ相互理解が可能

日本語-タイ語 対訳



タイ国 労働法 (2017年度・最新版)

知っている、知らないとでは **裁判** になってからでは **遅い**

- 【収録法令】
- 労働関係法
- 労働災害補償金法
- 労働者保護法
- 労働裁判所設置・労働訴訟法

タイ国 国税法 (2016年度・最新版)

新たな法改正 を収録した最新版

- 【収録法令】
- 付加価値税 (VAT)
- 所得税
- 事業税



「タイ国 労働判例集 1 (130選)」

- 実際に発生した **労働訴訟** を **14 ケース** に分類して収録。
(日本語のみ)

タイ国 業務安全・衛生・環境法、危険物法 安全・環境・危険物 これ **1冊でOK**

- 【収録法令】
- 危険物法
- 業務安全・衛生・環境法
- 危険有害物質の安全・衛生関連規定



TJP サービスのご案内

通訳者派遣

半日から対応が可能です。
経験豊富な日本語能力検定N1
取得の通訳者が対応します。
商談、訴訟、技術研修、会計監査、
M&Aなど難易度が高い案件の
対応可能です。
他言語についても対応可能です。

翻訳

日本語・タイ語・英語・中国語の
相互翻訳を行っております。
契約書、覚書、法規関連文書から
マニュアルや仕様書まで多岐に
渡ります。
翻訳経験10年以上のベテラン
翻訳者、スペシャリストが対応いたします

労働法勉強会 (主催：泰日経済技術振興協会)

月1回(合計3回)、労働法の勉強会
を行っております。
体系的に労働法と実務を学ぶ事
が可能です。

定型フォーマットの販売

「雇用契約書」「警告書」「退職届」
「解雇通知書」「給与証明」
など9種類のフォーマットを揃え
ております。

各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイ
アウト作成。
カタログのデザイン、ポスター作成
リーフレット、ハンドアウト
(配布用資料)のデザイン など

タイ国法律情報 (毎月第3木曜日発行)

タイの法律は改定が多く、
情報の変更が頻繁です。
その法律の改定をタイムリーに
お届け致します。

お問い合わせ

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.
TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th
HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>